

保連発0628第1号  
令和元年6月28日

都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長  
( 公 印 省 略 )

### 令和元年度以降の第3期医療費適正化計画のP D C A管理等について

平素より医療保険制度の円滑な実施にあたり、格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

医療費適正化計画については、2018年度より、各都道府県において第3期医療費適正化計画（以下「第3期計画」という。）が開始されたところであり、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第11条第1項においては、都道府県医療費適正化計画について、都道府県は年度ごとに進捗状況を公表するよう、努力義務が規定されています。

この規定を踏まえ、今般、都道府県における第3期計画の毎年度の具体的なP D C A管理についての考え方等を下記のとおり整理しました。計画の着実な実施に向けては、都道府県が保険者・医療関係者など地域の関係者と協力しながらP D C A管理を実施することが重要ですので、本通知を参照しつつ、第3期計画のP D C A管理を適切に実施していただくとともに、管内市町村に周知していただくようお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

#### 記

##### 1. 医療費適正化計画のP D C A管理の体制

###### （1）都道府県における連携体制

- 第3期計画においては、特定健診・保健指導の実施の推進、生活習慣病等の重症化予防の推進、後発医薬品の使用促進等の幅広い取組を規定していることから、都道府県の医療費適正化計画の担当部署が中心となって、国保担当・健康増進担当・薬務担当・医療政策担当・介護担当等の関係部署と連携しつつ、毎年度、第3期計画の進捗状況を把握・公表するとともに、必要な対策の検討を行い、実施することが望ましい。

## (2) 地域の関係者との協力体制

- 都道府県医療費適正化計画は、高確法第9条第6項において、都道府県が策定する医療計画・介護保険事業支援計画・健康増進計画と調和が保たれたものでなければならないこととされているため、その実施に当たっては、(1)で掲げた都道府県内における連携のほか、保険者・医療関係者・学術関係者・企業等の地域の様々な関係者の協力を得ることが重要となる。このため、こうした地域の関係者と第3期計画の進捗状況を共有するとともに、協力しながら必要な対策の検討を行うことが望ましい。
- このための具体的な体制としては、地域の関係者が参画する保険者協議会の場を活用して、毎年度、進捗状況の把握・共有と対策の検討を行うことが考えられる。
- なお、医療費適正化計画の実施のための組織として、保険者協議会以外の組織を設置している場合には、地域の実情に応じて、当該組織を活用して検討を行うことも考えられる。
- また、例えば、医療費データの分析に当たっては、必要に応じて、国保データベースシステム（以下「KDB」という。）等を活用した分析でノウハウのある各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）と協力して分析を行うことが望ましい。

## (3) 保険者協議会について

### ①保険者協議会の活用について

- 高確法第9条第9項及び第10項においては、都道府県が、医療費適正化計画に基づく施策の実施等に関する必要があると認めるときは、保険者協議会を通じて保険者や医療関係者等の関係者に必要な協力を求めることができる旨の規定があることから、医療費適正化計画の実施においては、保険者協議会を活用してこれらの関係者に協力を求めることが望ましい。

### ②保険者協議会の体制の見直し

- 保険者協議会の事務局体制や、地域の関係者の参画については、「「保険者協議会開催要領」の一部改正について」（平成30年1月15日付け通知）においてその考え方を示したところであり、平成30年度以降、各都道府県の保険者協議会において、順次体制の見直しが行われたところである。
- 当該通知を踏まえて調査を行った「保険者協議会の体制について（照会）」（平成31年1月29日付け事務連絡）においては、平成31年4月時点において、2県を除く保険者協議会で、事務局を都道府県が単独で担う、又

は都道府県と国保連合会が共同で担うこととなっており、また、多くの保険者協議会で医療関係者等の参画が図られている。

- こうした状況や①で記載した高確法の規定を踏まえ、各都道府県においては、地域の実情に応じて、順次、必要な体制の見直しを行うことが望ましい。

## 2. 医療費適正化計画のP D C A管理の内容

### (1) 活用するデータについて

- 都道府県における第3期計画のP D C A管理に資するよう、「医療費適正化計画関係のデータセット（2017年度診療分のN D Bデータ）等の送付について」（令和元年5月30日付け事務連絡。以下「データセット事務連絡」という。）において、厚生労働省から各都道府県に医療費等に係るデータセットを送付しており、当該データセットに収載されたN D Bデータを活用して詳細な医療費等の分析を行うことが考えられる。なお、当該データセットの送付に併せて、国立保健医療科学院が作成した医療費等の見える化資料やその読み解き方等を解説したデータ活用マニュアルを同梱しており、詳細な医療費等の分析に当たって適宜活用されたい。
- また、データセット事務連絡で送付したN D Bデータセットのほかには、例えば、「国民医療費」・「調剤医療費の動向」等の関係する統計の数値に加え、本年3月に厚生労働省のホームページで公表した保険者別の特定健診・保健指導の実施率（2017年度実績）及び後発医薬品の使用割合（2018年9月診療分）や、都道府県内のK D Bデータ、各保険者から提供される医療費関係データ等を活用することが考えられる。

### (2) データの分析単位・主体について

- データの分析に当たっては、都道府県単位でのデータ分析を行うほか、二次医療圏単位・市町村単位・保険者単位等、様々な単位での分析を行うことが考えられる。
- その際、都道府県が自ら分析を行うほか、1（2）で記載したとおり、国保連合会と協力して分析を行う観点から、保険者協議会において分析することも考えられる。

### (3) 期間中の毎年度の進捗の目安について

- 第3期計画に掲げられた目標は、各都道府県が独自で掲げている目標を除き、計画の最終年度時点（2023年度）における達成を目指すものであるが、計画の着実な実施のためには、毎年度、各目標の進捗状況を把握した上で、

必要な対策の検討を行い、実施につなげていくことが重要となる。

- 各目標の毎年度の進捗状況については、目標年度の目標達成に向けて、計画期間中、毎年度、一定の推移での進捗を目指すことが基本となる一方、目標によっては、例えば計画期間の取組の成果が、計画期間の後半になってから数値に現れるものもあると考えられる。
- このため、各都道府県における第3期計画の進捗状況の把握に当たっては、各目標について、毎年度、一定の推移での進捗を目指すことを基本としつつ、実際に把握した数値との差や当該数値の推移等に係る要因の分析等を行い、次年度以降に必要な取組の検討につなげること。

#### (4) 進捗状況の把握を踏まえた取組の実施について

- 各目標の進捗状況を把握し、その要因分析を行った上で、次年度の取組に反映させることが望ましい。その際、各都道府県の第3期計画に記載した取組や、国が第3期医療費適正化計画基本方針において示した取組を強化するほか、保険者別、被保険者の性・年齢階級別、疾病別医療費等の分析を踏まえ、個々の課題に合わせたアプローチを検討することが望ましい。また、目標項目によっては、進捗状況の把握を踏まえ、必要に応じて目標値を引き上げることも考えられる。
- 取組の実施に当たっては、都道府県が自ら取組を実施するとともに、1(3)①で記載したように、保険者協議会を通じて地域の関係者に協力を求めていくことが望ましい。

### 3. 第2期医療費適正化計画の実績評価と第3期医療費適正化計画のP D C A 管理の関係

- 第3期計画は、平成29年度中に各都道府県で策定した計画の内容に沿って取組を実施することが基本となるが、第2期医療費適正化計画の実績評価において、第3期計画の実施に当たって工夫すべき点等が明らかになった場合には、適宜、実績評価を踏まえながら取組を進めていく。

### 4. 進捗状況の公表・提出

- 第3期計画のP D C A管理については、具体的には取組の実施年度の翌年度から、各種データを用いて進捗状況の把握や要因分析、翌年度の取組内容の検討を行うことが望ましい。
- その上で、都道府県における毎年度の進捗状況の公表については、関係統計が一定程度揃うことも踏まえ、年度内に各都道府県で公表を行った上で、厚生労働省に報告されたい。具体的な公表・提出の内容やその様式等につい

ては追ってお示しすることとする。

- なお、公表に当たっては、データセット事務連絡別紙の留意事項に留意すること。

#### 5. 高確法第16条第3項に基づく情報提供の求め

- 高確法第16条第3項においては、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都道府県及び市町村に対し、第一項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供するよう求めることができることとされている。
- 今般、一部の都道府県からの要望も踏まえ、公費負担医療分も含めた医療費全体の調査及び分析を行う観点から、第3期計画のP D C A管理やその他の医療費分析に資するよう、高確法第16条第3項に基づき、都道府県及び市町村が保有する公費負担医療のレセプトデータの提供を求めることがある。
- なお、本措置の対象となるレセプトデータは、これまで都道府県及び市町村から社会保険診療報酬支払基金又は国保連合会に提出されており、今後は同項の規定に基づき当該レセプトデータを国が受領することとするため、本通知により、都道府県及び市町村に追加の対応が生じるものではない。

以上